

事業所・個人事業者の皆さんへ

## 泉崎村新型コロナウイルス感染症対策（協力金・支援給付金）のお知らせ

### 泉崎村新型コロナウイルス感染症対策協力金

（対象業種）

村内に所在する飲食店・居酒屋・喫茶店・スナック・宿泊施設。

（協力給付金対象要件）

- 1 村内に本店又は支店が所在する法人及び個人事業主。
- 2 令和2年4月28日から5月6日までの期間中に4日以上の休業や、営業時間の短縮（期間中の営業時間を午後8時までとし、お酒等の提供を午後7時までとした事業所）を実施した事業所等。
- 3 令和2年4月20日以前に事業を実施しており、営業実態が確認できるもの。
- 4 泉崎村暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が営業する事業所等ではないこと。

### 泉崎村新型コロナウイルス感染症対策支援給付金

（対象事業所）

村内に所在する中小企業・個人事業所。

（支援給付金対象要件）

- 1 村内に本所又は支所のある法人及び個人事業主。
- 2 新型コロナウイルスの影響で、売上等が前年同月（2月～5月）と比較して1カ月でも20%減少している。
- 3 前年同月と比較できない事業所については、新型コロナウイルスの影響を受ける前、過去3カ月の平均として20%減少していること。
- 4 泉崎村暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業所等ではないこと。

★申請期限：令和2年8月7日（金）まで。

★提出先：泉崎村役場事業課・泉崎村商工会

郵送の場合は、泉崎村大字泉崎字八丸145番地、泉崎村役場事業課産業係へ  
お願いします。

★お問合せ先：泉崎村役場事業課産業係 **TEL53-2430**

※詳しくは、6月22日付で郵送させていただきました通知をご確認ください。尚、通知が届いていない事業所等が御座いましたらご連絡願います。

泉崎村のホームページ内に掲載されていますので申請書類等を出すことができます。

（URL）<http://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/>のページからダウンロードして下さい。